平成２３年（フ）第６４２６号
千葉県松戸市金ヶ作27番地の５　レクセル新八柱505号、開始決定時の住民票上の住所大阪市淀川区東三国６丁目21番13―603号
破産者　長谷川　拓
１　決定年月日　平成24年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５２５号
広島県廿日市市六本松１丁目１―19、住民票上の住所広島県廿日市市地御前北２丁目７番12号
破産者　河増　　誠
１　決定年月日　平成24年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７１９号
福岡市南区大楠１丁目９番18―103号、前住所沖縄県中頭郡読谷村字波平2431番地１
破産者　上地　和人
１　決定年月日　平成24年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９１９号
福岡市博多区三筑２丁目10番24号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区三筑１丁目６番５―506号
破産者　篠田　義文
１　決定年月日　平成24年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３５８号
釧路市美原５丁目13番13号
破産者　松尾　　寿（旧名寿司）
１　決定年月日　平成24年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第６１号
福島県南会津郡下郷町大字塩生字下タ原1830番地、住民票上の住所福島県南会津郡下郷町大字塩生字下タ原1224番地
破産者　渡部　英昭
１　決定年月日　平成24年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第２７５５号
神奈川県鎌倉市岡本１丁目20番６号
破産者　新井　寿美（旧姓長門）
１　決定年月日　平成24年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８７６号
神奈川県小田原市栢山38番地の１　グランデュール栢山Ａ―102号
破産者　清水コズエ（旧姓永嶋）
１　決定年月日　平成24年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１４８号
富山市岩瀬諏訪町20番地、開始決定時の住所富山市高畠町２丁目12番30号
破産者　井上　久晴
１　決定年月日　平成24年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５１号
富山市長江本町10番38号
破産者　廣瀬工業こと　廣瀬　崇規
１　決定年月日　平成24年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７号
愛知県豊田市東広瀬町平地10番地１
破産者　浦川木工所こと　浦川鉄一郎
１　決定年月日　平成24年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２４８号
愛知県みよし市三好町西中島26番地　県営中島住宅７棟808号
破産者　長野　成人
１　決定年月日　平成24年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７０４号
京都府舞鶴市字引土442番地　マンションＩＺＡＥＭＯ102号室、開始決定時の住所京都市下京区綾小路通東洞院東入神明町233番地ライオンズマンション四条烏丸807号
破産者　堀井　敏明
１　決定年月日　平成24年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１０１号
京都府八幡市欽明台東５番地１　Ｂ―906号
破産者　森内建設こと　森内　和臣
１　決定年月日　平成24年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０５号
福岡県田川市大字位登945番地19
破産者　鵜　　一広
１　決定年月日　平成24年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第５４８号
神奈川県横浜市青葉区榎が丘56番地２、住民票上の住所神奈川県小田原市久野471番地２小田原サニータウンＢ―108号
破産者　安藤　豊喜
１　決定年月日　平成24年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第８６４号
埼玉県川口市大字新堀454番地　有明荘101号、旧住所埼玉県春日部市東中野248番地２
破産者　中村　勝秋
１　決定年月日　平成24年３月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５２６号
茨城県水戸市河和田町119番地の13
破産者　田村　眞悟
１　決定年月日　平成24年３月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所